

飛騨市建設工事における週休2日制モデル工事实施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、飛騨市が発注する建設工事の週休2日を確保するモデル工事（以下「週休2日制モデル工事」という。）を、完全週休2日を原則として実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 週休2日制モデル工事は、飛騨市が発注する適用可能な建設工事を対象とし、発注者指定型により発注することを原則とする。

ただし、以下に掲げる工事は週休2日制モデル工事の対象としない。

- (1) 災害時の応急対策や維持工事等の現場閉所が困難な工事
- (2) 週休2日制モデル工事になじまないと判断した工事
- (3) 工場製作のみの工事

なお、発注者指定型以外の工事において、契約後、工事着手までの間に受注者から申入れがあった場合は、受注者の協議により、週休2日制モデル工事として実施できるものとする。

(用語の定義)

第3条 週休2日制モデル工事における用語は以下のとおり定義する。

- (1) 「完全週休2日」とは、対象期間において、週休2日を確保し、かつ土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という）を現場閉所日としたと認められる状態をいう。
- (2) 「現場閉所日」とは、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された日を指す。（ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合は閉所として取り扱うものとする。）なお、現場閉所日は原則として土曜日及び日曜日とするが、平日への振替や降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても含めるものとする。
- (3) 「対象期間」とは「工事開始日（工期の始期日または設計図書において規定する始期日をいう。）」から「工事完成日（完成届に記載のある完成した日）」までの期間から非対象期間を除いた期間を指す。
なお、施工日数が4週に満たない場合、「対象期間」を「工事開始日（工期の始期日又は設計図書において規定する始期日）」から「工期完成日（完成届に記載のある完成した日）」までの期間から「非対象期間」の準備期間及び後片付け期間を除かない期間とすることができる。
- (4) 「非対象期間」とは、準備期間、後片付け期間、夏季休暇3日間（8/14～8/16）、年末年始休暇6日間（12/29～1/3）、工場製作の期間、工事事故等による不稼働期間、天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間のほか、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間を指す。
- (5) 「工事着手」とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現地事務所の配置または測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。
- (6) 「完全週休2日達成率」とは、対象期間の土曜日、日曜日及び祝日の日数を分母とし、対象期間における土曜日、日曜日及び祝日を現場閉所日とした日数を分子とした率を指す。別紙、「完全週休2日達成率の算出方法」を参考とすること。
- (7) 「現場閉所率」とは、対象期間の日数を分母とし、対象期間における現場閉所日の総日数を分子とした率を指す。別紙「現場閉所率の出し方」を参考とすること。

(入札公告、指名通知及び特記仕様書への記載)

第4条 発注者は、入札公告、指名通知及び特記仕様書において週休2日制モデル工事である旨を以下のとおり記載する。

入札公告又は指名通知への記載例

8 特記事項

- (2) 本工事は、完全週休2日を原則とした週休2日制モデル工事です。詳細は「飛騨市建設工事における週休2日制モデル工事実施要領」を参照してください。

特記仕様書への記載例

第20条 週休2日制モデル工事

1. 週休2日制モデル工事

本工事は、完全週休2日を原則とした週休2日制モデル工事です。詳細は「飛騨市建設工事における週休2日制モデル工事実施要領」を参照してください。

(実施方法等)

第5条 受注者は、週休2日制モデル工事を実施するにあたり、以下のとおり発注者へ報告し、承諾を得ること。

- (1) 受注者は、工事着手前に、対象期間において原則土曜日及び日曜日を現場閉所日とした週休2日の「予定工程表」(任意様式)を発注者に提出し、承諾を得ること。
なお、受注者の責によらず土曜日、日曜日及び祝日に現場作業を余儀なくされる場合は、非対象期間として発注者の承諾を得ること。
また、工期を延長又は一時中止により工期の終期が延長した場合は、「予定工程表」を変更した「変更予定工程表」(任意様式)を発注者に提出し、承諾を得ること。
- (2) 受注者は、工事完成時に、「予定工程表」又は「変更予定工程表」の対象期間において現場閉所日が確認できる「実施工程表」(任意様式)を発注者に提出すること。
なお、発注者は受注者から現場閉所日を確認できる書類(工事日誌等)の提示を受け、「実施工程表」を確認すること。
- 2 災害等の受注者の責によらない不測の事態が生じ、週休2日制モデル工事の遂行が困難となった場合は、受発注者の協議により週休2日制モデル工事の対象外とすることができる。

(工事費の補正)

第6条 週休2日制モデル工事として発注するもの及び契約後にモデル工事としたものについては、以下のとおり、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費率、現場管理費率の補正を行う。(別紙、工事費の補正対象確認方法を参考とすること。)

ただし、営繕工事については、労務費のみ補正を行う。

なお、予定工程表または変更予定工程表と異なる実績となっても、その内容に応じて以下のとおり補正を行う。

- (1) 週休2日制モデル工事として発注するもの
下記①の補正係数を各経費に乘じ、当初予定価格を算定する。
なお、工事完成時に現場閉所率を確認し、28.5%に満たないものは、下記②、③の補正係数により請負代金額を減額変更する。
また、契約後に週休2日制モデル工事の対象外とした場合は、工事費の補正対象外とし、請負代金額を減額変更する。
- (2) 契約後に週休2日制モデル工事としたもの
工事完成時に現場閉所率を確認し、下記①、②、③のいずれかに該当する場合は、それぞれの補正係数を各経費に乘じ請負代金額を変更する。

【現場閉所率毎の補正係数】

①現場閉所率が 28.5%以上の場合

【労務費】 1.05 【機械経費(賃料)】 1.04

【共通仮設費】 1.04 【現場管理費】 1.06

②現場閉所率が 25.0%以上 28.5%未満の場合

【労務費】 1.03 【機械経費(賃料)】 1.03

【共通仮設費】 1.03 【現場管理費】 1.04

③現場閉所率が 21.4%以上 25.0%未満の場合

【労務費】 1.01 【機械経費(賃料)】 1.01

【共通仮設費】 1.02 【現場管理費】 1.03

④現場閉所率が 21.4%未満の場合

補正しない

(その他)

第7条 受注者は、発注者が週休2日制モデル工事に対するアンケートを行う場合は、回答をすること。

また、この要領に定めのない事項については、受発注者の協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年5月1日から施行する。

(対象工事の特例)

2 令和6年4月1日から令和6年4月30日までに工事請負契約を締結し、工期完成日が令和6年5月1日以降となる工事に限り、対象工事とすることができるものとする。

○現場閉所率の出し方

$$\text{現場閉所率(\%)} = \frac{\text{対象期間における現場閉所日の総日数}}{\text{対象期間の日数}} \times 100$$

※ 小数点第2位以下切り捨て1位止めとする。

○工事費の補正対象確認方法

契約後に週休2日制モデル工事とするもの

- ・ 28.5% ≤ 現場閉所率 : 補正する。(【労務費】1.05 【機械経費(賃料)】1.04 【共通仮設費率】1.04 【現場管理費率】1.06)
- ・ 25.0% ≤ 現場閉所率 : 補正する。(【労務費】1.03 【機械経費(賃料)】1.03 【共通仮設費率】1.03 【現場管理費率】1.04)
- ・ 21.4% ≤ 現場閉所率 : 補正する。(【労務費】1.01 【機械経費(賃料)】1.01 【共通仮設費率】1.02 【現場管理費率】1.03)
- ・ 21.4% > 現場閉所率 : 補正しない。

「現場閉所日」 : 現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された日を指す。

ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合は閉所として取り扱うものとする。

「対象期間」 : 「工事開始日(工期の始期日または設計図書において規定する始期日)」から「工事完成日(完成届に記載のある完成した日)」までの期間から非対象期間を除いた期間を指す。

【非対象期間】

- (1) 準備期間 : 工事開始日から現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事が開始されるまでの期間)
- (2) 後片付け期間 : 本体工事及び仮設工事完了後から工事完成日までの期間(事務手続、後片付け等のみが残っている期間)
- (3) 夏季休暇(3日間) : 8/14 ~ 8/1
- (4) 年末年始休暇(6日間) : 12/29 ~ 1/3
- (5) 工場製作の期間
- (6) 工事事務等による不稼働期間
- (7) 天災(豪雨、出水、土石流、地震等)に対する突発的な対応期間
- (8) 受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間